

児童扶養手当の支給制限限度額未満となる【収入（年額）】の目安

【本人用収入基準額表】

扶養人数 (税申告での扶養人数)	基準額（年額） ※
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円
5人	5,550,000円

※16歳以上23歳未満の親族を扶養している場合は、1人につき150,000円を、左記基準額に加算します。

※70歳以上の親族、配偶者を扶養している場合は、1人につき100,000円を、左記基準額に加算します。

6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算してください。

【養育者・扶養義務者用収入基準額表】

扶養人数 (税申告での扶養人数)	基準額（年額） ※
0人	3,725,000円
1人	4,200,000円
2人	4,675,000円
3人	5,150,000円
4人	5,625,000円
5人	6,100,000円

※70歳以上の親族、配偶者を扶養している場合は、1人につき60,000円を、左記基準額に加算します。

6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算してください。

児童扶養手当の支給制限限度額未満となる【所得（年額）】の目安

※収入額からの控除対象については、所得額申立書（年金）（第4号様式）をご参照ください

※収入額からの控除対象については、所得見込額申立書（家計急変）（第4号様式）をご参照ください

【本人用所得基準額表】

扶養人数 (税申告での扶養人数)	基準額（年額） ※
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人	3,440,000円
5人	3,820,000円

※16歳以上23歳未満の親族を扶養している場合は、1人につき150,000円を、左記基準額に加算します。

※70歳以上の親族、配偶者を扶養している場合は、1人につき100,000円を、左記基準額に加算します。

6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算してください。

【養育者・扶養義務者用所得基準額表】

扶養人数 (税申告での扶養人数)	基準額（年額） ※
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
4人	3,880,000円
5人	4,260,000円

※70歳以上の親族、配偶者を扶養している場合は、1人につき60,000円を、左記基準額に加算します。

6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算してください。